

令和7年

第1回市議会定例会 意見書案第2号

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書

上記の意見書案を函館市議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和7年3月14日提出

函館市議会議長 吉田崇仁様

提出者 函館市議会議員

同	同	板倉一幸
同	同	道畑克雄
同	同	斉藤佐知子
同	同	福島恭二
同	同	野沢友志
同	同	高橋千晶
同	同	島昌之

## 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書

法律で夫婦同姓を義務付けている国は日本だけであるにもかかわらず（政府答弁）、1996年に法制審議会が選択的夫婦別姓制度の導入を含む民法改正を答申してから29年が経過しても、いまだ法改正の見通しは立っていません。

最高裁判所は、2015年12月の判決に続き、2021年6月の決定で、選択的夫婦別姓を含めた制度のあり方は、「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならないというべきである」と判示しました。最高裁が二度にわたり、国会での議論を求めていることを重く受け止めなければなりません。

結婚するときに夫婦の名字を同じにするか、結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の姓を称するかを選ぶことができる「選択的夫婦別姓制度」の導入について、認めてよいと考える人が増えています。

2024年に公表されたNHKの調査によれば、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成と答えた割合は約6割に上り、社会経済情勢の変化に伴い国民の意識や価値観は確実に変化しています。

婚姻で改姓する95%が女性という現状は、女性の活躍を阻んでいます。改姓によってこれまで築き上げたキャリアに分断が生じる例や、夫婦別姓が認められないために結婚を諦める例、旧姓の通称使用では海外で通用しないことや銀行口座が作れない場合があるなど、様々な不利益を被っている人が一定数いることも事実です。家族の多様化が進む中、旧姓を通称使用する人や事実婚を選択するカップルも少なくありません。こうした状況に鑑み、選択的夫婦別姓を実現することは、国会及び政府の責務です。

よって、政府並びに国会は、選択的夫婦別姓制度を導入するための民法の改正を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和7年3月 日

函館市議会議長 吉田 崇仁